次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と認めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に異議の申出をすることができる。

令和4年4月8日

静岡県知事 川勝平太

土地改良区名   事業名   地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
	島田市役所	
大井川土地改良区	焼津市役所	令和4年4月8日から
維持管理事業	藤枝市役所	
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町	牧之原市役所	令和4年5月11日まで
	吉田町役場	